

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律案の概要

総務省

- 8月10日、一般職の国家公務員の給与に関し、人事院が国会及び内閣に対し勧告
- 人事院勧告（平均年収▲1.5%）どおりの法案を国会に提出

法案概要

1 月例給

- ① 中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額を平均▲0.1%引下げ（医療職（一）俸給表を除く。）
指定職俸給表については▲0.2%引下げ
- ② 当分の間、55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級相当以上の職員に限る。）について、俸給月額の支給額を一定率で減額（▲1.5%）
※ 医療職（一）（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない。

※ 本年4月から改正法施行までの較差相当分は、本年12月期の期末手当で調整

2 ボーナス

| | | | | |
|-------|----|----------|---|-----------------|
| 一般職員等 | 現行 | 年間4.15月分 | → | 3.95月分（▲0.20月分） |
| 指定職職員 | 現行 | 年間3.10月分 | → | 2.95月分（▲0.15月分） |

3 その他

43歳未満の職員については、給与構造改革期間中（平成18～22年度）に抑制されてきた昇給分を、平成23年4月に1号俸の回復措置

4 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（一部については平成23年4月1日施行）

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する 法律案について

○ 趣旨

一般職の国家公務員・地方公務員等の非常勤職員について、仕事と育児・介護の両立を図る観点から、また、民間との均衡も考慮し、育児休業及び介護休業等を取得することができるよう必要な措置を講じるもの。

○ 背景

国家公務員の非常勤職員の典型であった日々雇用の仕組みが廃止され、一定の任期を設定して任用される期間業務職員の制度が設けられたこと、また、一定の者について育児休業等の取得を可能としている民間の状況も踏まえ、平成22年8月、人事院より、非常勤職員について育児休業等を取得することができるようにすることが適当であるとする意見の申出があったもの。あわせて、非常勤職員への介護休暇の導入についても措置すると人事院の「公務員人事管理に関する報告」があったもの。

○ 概要

1. 「国家公務員の育児休業等に関する法律」について、以下の改正を行う。
 - ・ 一定の非常勤職員について、子が1歳に達する日まで(※)の間、育児休業(無給だが、一定の場合に共済組合からの給付等あり)を取得することができるよう措置する。
※男性の育児休業取得促進のため、職員の配偶者が育児休業をしている場合は、1歳2か月に達する日まで可(最長1年間)。また、保育所に入所できない等の場合には、1歳6か月に達する日まで可。
 - ・ 一定の非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で育児時間(無給)を取得することができるよう措置する。
2. 「地方公務員の育児休業等に関する法律」について、国家公務員と同趣旨の改正を行う。
3. 介護休暇(※)の取得に関し、一般職の非現業国家公務員のうち一定の非常勤職員については人事院規則により措置されるが、現業国家公務員及び地方公務員については法的措置が必要なため、これらのうち一定の非常勤職員についても介護休業を取得することができるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」について所要の改正を行う。
※対象家族1人につき、一の要介護状態ごとに1回、連続する93日の範囲内で取得可。
(無給だが、一定の場合に共済組合等からの給付あり。)
4. 国家公務員共済組合法等について、育児休業及び介護休暇の期間中に係る共済組合からの給付など所要の規定の整備を行う。
5. 施行期日 平成23年4月1日